

かすみがうら市地域力創造推進プロジェクト
運營業務委託 公募型プロポーザル実施要領



かすみがうら市

令和5年4月

1. 目的及び趣旨

本事業は、民間事業者のノウハウ及び総務省の外部人材派遣制度「地域力創造アドバイザー」・「地域活性化起業人」さらには「地域おこし協力隊」制度を活用した課題解決組織を立ち上げ、官民連携による更なる地域の魅力向上、地域課題解決を目指すものである。事業実施にあたり、民間事業者の知見やノウハウを生かし高い成果を創出できる手法により事業を実施することが要求されるため、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定する。

本要領は、「かすみがうら市地域力創造推進プロジェクト運營業務委託」の運營業者選定に係る公募型プロポーザルの実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

2. 契約の概要

- (1) 業務名 かすみがうら市地域力創造推進プロジェクト運營業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
- (3) 履行場所 かすみがうら市
- (4) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (5) 業務内容 別紙仕様書のとおり
 - 別紙1 かすみがうら市地域力創造推進プロジェクト運營業務委託仕様書
 - 別紙1-1 地域力創造アドバイザーマッチング支援業務仕様書
 - 別紙1-2 地域活性化起業人派遣企業マッチング支援業務仕様書
 - 別紙1-3 地域おこし協力隊マネジメント業務仕様書
 - 別紙1-4 地域力創造推進プロジェクト活用事業仕様書
- (6) 提案限度額 業務にかかる委託料は、別紙1「かすみがうら市地域力創造推進プロジェクト運營業務委託仕様書」のとおりとする。

3. 参加資格要件

次に掲げる項目をすべて満たしていることを、本プロポーザルに参加する要件とする。なお、選定後、契約締結までの間においても、次に掲げる項目を満たさないことが明らかになった場合は、決定を取り消すことがある。

- (1) かすみがうら市内に本社、本店、支社、支店もしくは営業所のいずれかを令和5年9月30日もしくは地域おこし協力隊の委嘱の日のいずれか早い日までに設置できる者。
- (2) 法人格を有する団体。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者及びかすみがうら市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する

暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 国税及びかすみがうら市税の滞納がない者および適切に確定申告をしている者。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者ではないこと。

4. 選定方法

選定は公募型プロポーザル方式により、プロポーザル参加者から提出された提案書類及びプレゼンテーションに対し審査を実施する。

5. 選定スケジュール

No.	期間	内容
1	令和 5 年 4 月 1 8 日(火)	公募開始
2	令和 5 年 4 月 2 7 日(木) 17 時必着	質問受付期限
3	令和 5 年 5 月 1 日(月)	質問回答
4	令和 5 年 5 月 9 日(火) 17 時必着	提案書類の提出期限
5	令和 5 年 5 月 1 2 日 (金)	プロポーザル
6	令和 5 年 5 月 1 6 日(火)	選考結果通知
7	令和 5 年 5 月 1 9 日(金)	契約締結

※ 上記スケジュールは予定であり変更する場合があります。

6. 企画提案書類の提出について

(1) 提出書類等及び提出部数（提出の際には以下の順に綴り、提出すること）

- ① 参加申込書 正本 1 部
- ② 企画提案書（任意様式） 正本 1 部・副本 7 部
- ③ 会社概要 8 部（パンフレット等でも可）
- ④ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書の写し） 1 部
- ⑤ 暴力団等の排除に関する誓約書 1 部
- ⑥ 財務諸表（直近 3 か年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」） 1 部
- ⑦ 納税証明書（申込日から 3 か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。） 1 部
・ 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

(2) 提出及び問合せ先

〒300-0192 茨城県かすみがうら市大和田 562

かすみがうら市 産業経済部 地域未来投資推進課

TEL 029-875-6223

MAIL syoukou@city.kasumigaura.lg.jp

(3) 提出方法

郵送または持参により提出 (FAX・電子メールによる書類の提出は受け付けません)

(4) 提出期限

令和5年5月9日(火) 17時必着

(5) 企画提案書

記載する内容や項目については、別紙2「企画提案書作成要領」に沿って作成すること。

(6) 質問

この提案公募に関する質問がある場合は、下記のとおり受付先に提出すること。また、電子メールの件名に「地域力創造推進プロジェクト運營業務委託」とすること。

なお、期限後の質問に対しては回答しない。

① 受付期限：令和5年4月27日(木) 17時必着

② 受付方法：電子メール

③ 受付先：かすみがうら市産業経済部 地域未来投資推進課
(アドレス syoukou@city.kasumigaura.lg.jp)

④ 回答予定日：令和5年5月1日(月)

(7) 辞退

参加表明書提出後に本プロポーザルから辞退する場合は、辞退する理由を明記の上、辞退届を提出すること。

7. 審査概要

- ・提出書類一式及びプレゼンテーションの内容について、別紙3「かすみがうら市地域力創造推進プロジェクト運營業務委託公募型プロポーザル審査要領」に基づき、公平かつ客観的に評価を行い、最も優れた提案事業者を優先交渉権者として選定する。また、併せて次点交渉権者も選定する。
- ・提案事業者が1事業者の場合であっても、事業実施の適格性等、その参加者が交渉権者候補として適しているか審査を行う。

8. 契約

優先交渉権の決定をもって提案書類に記載された全内容を承認するものではなく、以下の点に留意すること。

- ① 企画提案書に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映する。
- ② 選考結果に基づき、優先交渉権者と提案内容及び業務の流れの再確認を行い、委託業務内容を明確にする。

ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、協議により契約締結段階において項目を追加、変更及び削除を行うことがある。なお、このとき提案書類に虚偽の記載が判明した

場合は、契約の締結は行わない。その場合、次点交渉権者と再確認を行うこととする。

- ③ 業務内容の確認後、契約の締結を行う。また、優先交渉権者が契約を辞退した場合、次点交渉権者と業務内容の確認及び契約締結を行う。
- ④ 業務委託契約については年度毎に契約を締結する。翌年度以降の歳出予算が何ら保証されるものではない。
- ⑤ 委託業務の履行状況により、委託契約期間内において業務内容の変更や委託契約の解除を行う場合がある。

9. 欠格事由

以下の条件に該当する場合は、「欠格」とする。この場合、優先交渉権としない。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 本要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

10. 適用

本事業の業務範囲は関連図書に明示する内容とする。仕様書等に規定する事項は別の定めがある場合を除き、提案事業者の責任において履行すべきものとする。

すべての関連図書は相互に補完するものとする。ただし、関連図書間に相違がある場合の優先順位は「別紙1 かすみがうら市地域力創造推進プロジェクト運営業務委託仕様書」に示す順番とし、これにより難い場合には疑義に対する協議等による。

11. その他

提案一式の作成・提出、プレゼンテーションの参加等一切の経費は、提案事業者の負担とする。また提出書類は返却しない。

提出書類の著作権等の取り扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案事業者に帰属する。なお、提出書類は、提案選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。